

奥州市立図書館雑誌スポンサー実施要領

第1 雑誌スポンサー制度の目的

奥州市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、新たな図書館資料を確保し、図書館サービスの向上を図ることを目的とします。

第2 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサーに図書館用雑誌の購入代金を負担していただき、その雑誌を図書館に配架します。提供雑誌の最新号カバー表面には雑誌スポンサー名を、裏面には広告を表示することができます。

なお、図書館へ納入された雑誌は図書館の所有とします。

第3 雑誌スポンサー及び広告の対象

雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他市長が適当と認める者を対象とし、個人を対象としません。また、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者であるときは、雑誌スポンサーの対象としません。なお、雑誌スポンサーになっている期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (6) 市営建設工事等の指名停止等の措置を受けている事業者
- (7) 本市の市税を滞納している事業者
- (8) その他市長が雑誌スポンサーとすることが適当でないと認めるもの

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、「奥州市企業広告取扱要綱」第3条各号のいずれかに該当する場合は対象としません。

第4 購入代金を負担する雑誌

図書館が作成した「雑誌リスト」より選定していただきます。

第5 広告の規格・表示方法

提供雑誌の最新号カバー表面については、スポンサー名等を表示します。表示の大きさ縦4cm、横13cm以内とし、貼付位置は、最新号カバー中央より下部とします。

- 2 最新号の透明カバーの裏面及び雑誌架に広告を掲示できます。広告は片面印刷のものとし、最大で裏表紙と同じサイズとします。なお、広告は雑誌スポンサー申込者が作成してください。
- 3 奥州市立図書館ホームページへ「雑誌スポンサー制度 提供企業・団体一覧」を掲載します。
- 4 雑誌の配架位置は図書館が決定します。

第6 広告掲出期間

広告掲出期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からの場合は図書館が表示を決定した月の翌月から3月31日とします。ただし、表示の開始は、領収書等の提示により支払いを確認した後とします。

2 広告の掲出期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とします。

第7 申込方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添え、協働まちづくり部生涯学習スポーツ課に持参、又は郵送のいずれかの方法により提出してください。

(1) 掲示しようとする広告の図案及び原稿

(2) 会社概要等が分かる書類

2 申込は、随時受付します。

3 申込先は、奥州市協働まちづくり部生涯学習スポーツ課生涯学習係とします。

第8 雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査

奥州市企業広告審査委員会で雑誌スポンサーの決定及び広告内容の審査を行います。

2 雑誌スポンサー制度の広告主に決定後、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知します。

3 広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正または削除等が必要な場合は、雑誌スポンサーに依頼することがあります。

4 前項の依頼に対して、雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、広告内容の修正または削除等に応じていただきます。

第9 提供雑誌購入代金の支払い方法

雑誌スポンサーに提供していただく雑誌代金の支払いは、納入業者に直接お支払いください。ただし、振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とします。

2 支払いは一括前払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に精算してください。

第10 広告内容の変更

広告の内容を変更する場合には、広告内容の変更届（様式第3号）を提出してください。

第11 その他

同一の雑誌に複数の応募があった場合は、先着順で選定します。

2 ご記入いただいた個人情報は、奥州市個人情報保護条例に基づき、雑誌スポンサー制度運営のみに使用します。

附則

この要領は、平成26年2月5日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。